

令和 7 年

1 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年1月14日（火） 午後1時30分 開議

2 場 所 文化センター 412号室

3 出席委員（29名）

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（0名）

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	調整主任	元木由紀子		
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第1号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第5号	農用地利用集積計画について
議第6号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

8 開 会

開 会
(午後 1 時 3 0 分 開会)

○今野事務局長

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ご案内の時間になりましたので、ただいまから令和 7 年 1 月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、例年、1 月と 4 月、農業委員憲章の唱和を行っております。

土田会長職務代理よろしくお願いいたします。

○土田治夫 会長職務代理者

皆さん、ご起立をお願いいたします。

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いいたします。

私が本文のそれぞれの「一つ、農業委員会は」まで読み上げますので、引き続き本文をご唱和願います。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

どうもありがとうございました。

○今野事務局長

ありがとうございました。

では、改めて、開会にするに先立ちまして、齋藤会長よりご挨拶をお願いいたしたいと思います。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございました。

では、総会の議長につきましては、農業委員会規定第19条により会長が務めとなっておりますので、齋藤会長より引き続き議事進行をよろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、6番、佐藤良委員、7番、吉高祐二郎委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、報告事項になります。お送りいたしました資料の3ページ目からになります。
今回の報告事項につきましては、農地法第3条の3の届出書の受理についてが19件、地目変更登記に係る照会に対する回答が6件、解約が1件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが9件、以上35件となっております。
では、農地係長より報告をいたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案書の第1号につきましては、19ページになります。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のページ、決議案を読ませていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る業務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、

農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年1月14日、酒田市農業委員会。

以上であります。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

◎議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題に提出します。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、21ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田1番、広野の田2筆、2,234平米、広野の〇〇から広野の〇〇へ、相手方の要望、賃貸借権の設定です。賃借料は1万円となっております。こちらは、下通236、1筆が、市街化区域で3条の申請となっております。期間は10年となっております。

続きまして、酒田2番、生石、北沢の田、畑、合計25筆、3万3,907平米です。北沢の〇〇から同じく北沢の〇〇へ、その他、使用貸借権の設定です。こちらは農業者年金を伴わない経営移譲です。

続きまして、酒田3番、広野、浜中の畑、合計9筆、1万8,418平米、浜中の〇〇から同じく浜中の〇〇へ、その他、使用貸借権の設定で、こちらも農業者年金を伴わない経営移譲となります。

酒田4番、宮海、藤塚、保岡の畑3筆、1,842平米、保岡の〇〇から同じく保岡の〇〇へ、その他、使用貸借権の設定で、こちらも農業者年金を伴わない経営移譲となります。

続いて、八幡1番です。亡〇〇相続財産清算人弁護士から福山の〇〇へです。福山の田と畑、合計

12筆、2万3,423平米、その他、所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が、田が15万円、畑が4万円になります。

続いて、八幡2番、麓の〇〇から市条の〇〇へです。草津の田2筆、5,075平米、その他、所有権の移転です。

別紙資料の1ページ、八幡2番、10アール当たりの売買価格が1万9,700円です。地目は田ですが、現況は水が引かれていない条件のよくない農地で、譲渡人の要望から、今回売買に至ったということです。

続きまして、平田地区をお願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

平田地区でございます。

25ページをお願いしたいと思います。

平田1番、中野俣の土地3筆でございます。畑で、818平米、譲渡人は〇〇で、譲受人が〇〇でございます。総額が10万円でございますので、別添資料の1ページ目になりますけれども、10アール当たりに直しますと12万2,200円ということになります。なお、これにつきましては、94-2という宅地あるんですけれども、それも一緒に複数購入するという形になっております。

譲受人の〇〇につきましては、別添資料の2ページから4ページにエントリーシートとなります。続きまして、平田2番でございます。相沢並びに飛鳥の土地30筆でございます。使用貸借で、渡し人が〇〇、受け人がその息子さんになります。これにつきましては、来年度からの農業者年金を受けるための経営移譲ということでございます。

平田は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

1月8日に開催された農地調査委員会の報告ですが、私が欠席しましたので、農地調査副委員長の兼山委員より報告いたします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

1月8日に第3班による農地調査委員会を行っております。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

7番、吉高祐二郎委員、21番、土田治夫委員、28番、田村晴久委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

7番、吉高祐二郎委員、21番、土田治夫委員、28番、田村晴久委員に退席を求め、暫時休憩します。

午後 1 時 5 8 分 休憩
午後 1 時 5 8 分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

7 番、吉高祐二郎委員、21 番、土田治夫委員、28 番、田村晴久委員に関連する議案書 21 ページ、酒田 1 番、24 ページ、八幡 2 番、25 ページ、平田 2 番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田 1 番、八幡 2 番、平田 2 番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、酒田 1 番、八幡 2 番、平田 2 番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。

ここで、7 番、吉高祐二郎委員、21 番、土田治夫委員、28 番、田村晴久委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 9 分 休憩
午後 1 時 5 9 分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第 2 号、これまで許可決定とした議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

○齋藤 均 議長

続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

農地法第4条の規定による許可申請について。
酒田1番です。申請者は、米米飯株式会社、熊手島の第1筆、697平米です。転用の理由が、農業用機械資材格納庫敷地で、農地区分は農地農用地。許可基準は農業用施設で、許可可能と判断しております。今案件につきましては、11月総会で酒田農業振興地域整備計画の変更に酒田市長から意見を求められご審議いただいた案件となります。
別紙資料の5ページをご覧ください。
場所は、中平田地区熊手島、上福島集落の西側、既存施設の南側の隣接地となります。
6ページの配置図をご覧ください。
申請者の事業拡大に伴い、隣接の既存施設が手狭になったため、農業用機械資材を格納するシートハウスの設置です。
7ページ、8ページの現況写真をご覧ください。
写真のとおり、既にシートハウスが設置され、利用されている現状です。既に設置されている状況から、9ページのとおり、申請者からは始末書の提出を受けております。なお、始末書の提出がありましたけれども、本来どおりの申請をすれば、許可要件を満たしているので許可可能の案件と考えております。
酒田1番は以上です。
続いて、酒田2番です。浜中の八間山の現況畑の山林1筆。申請者は、酒田砂丘開発株式会社です。転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準が1年間の一時転用です。採取量は1万8,035立米、最大掘削深は6.9メートルです。通常の砂採取による一時転用については、砂採取業者が土地利用者より土地を賃貸借して行うため、農地の権利等を伴う農地法第5条による申請となり、この後の農地法第5条の議案でご審議いただきますが、議案にある浜中字八間山1811の1筆のみ砂採取業者所有のため、権利移動の伴わない農地法第4条の申請となっております。
それでは、農地法第5条分を含む全体計画を説明させていただきます。
今回の申請箇所は、1年前に1年間の一時転用の許可を受けている箇所と同じになります。1年間で計画どおりの採取が進まなかったことから、一旦終了し、改めて今回、採取されていない箇所の申請があったものです。
別紙資料の10ページの図面をご覧ください。
場所は赤川の北側、全農堆肥センターの西側になります。青線の1筆が農地法4条分、赤線が農地法5条部分になります。
11ページの全体計画図をご覧ください。
今回の採取が採取6回目となり、右側の農道と接する箇所は5メートル、西側の隣地と接する箇所は3メートルの保安距離を取って採取する計画になっています。また、北側の市道に向かって搬出路を取る計画で、4条部分の1筆は採取後に耕作道となり、作付地にはならない予定になっております。
12ページが北側から撮影したもので、手前が搬出路、奥が採取地になります。
13ページ、14ページが、右側から採取地を撮影したものです。
15ページから31ページは、優良農地造成法の耕作確約書になり、栽培予定作物はカキ、イチジクとなっております。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番の現地調査の結果を、私より報告いたします。

酒田1番については、米米飯株式会社が急激に経営面積拡大していまして、今は大体80ヘクタール超えるくらいです。違反転用で砂利敷いてシートハウス建ててしまったということがあって、今回始末書を書いてもらうということで、何とか未来に向けて話し進めるということになりました。反省するとすれば、今違反転用あったところも、5年前くらいに購入した農地で、将来的にここは施設として利用するんだというような、本人がそういう気持ちでいましたので、その時点で、購入したときに将来的な設計で事前着工だけはしないようにしてくださいと言っておけばよかったなというような。そういうことがあれば、すんなりいろいろ通常の手続でできたのかなと思いますので、反省点としてご報告いたします。

私のほうから以上です。慎重な審議よろしくをお願いします。

続いて、酒田2番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第3号については許可といたします。

◎議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、今回4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましては事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

農地法第5条。

酒田1番です。先ほどご審議いただきました4条、酒田2番の関連となります。浜中の八間山の畑、合計40筆、黒森の〇〇から〇〇株式会社へです。転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用です。採取量は1万8,035立米で、最大掘削深は6.9メートルです。詳細につきましては、先ほどご審議いただいた農地法第4条、酒田2番で全体の説明をさせていただいておりますので、同様となり割愛させていただきます。

続きまして、酒田2番です。坂野辺新田字地続山の畑、合計40筆、坂野辺新田の〇〇外7名から株式会社〇〇へです。転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用です。採取量は4万7,430立米、最大掘削深は8.5メートルです。

別紙資料の32ページの図面をご覧ください。

場所は袖浦地区の坂野辺新田字地続山になります。

全体計画図をご覧ください。

全部で7回計画の今回が6回目となります。見にくい図面にはなりますが、33ページの字切図のとおり、西側に搬出路を取る計画となっています。

34ページが、南側から撮影したもので、手前が搬出路、奥が採取地になります。

35ページ、36ページが、北側から採取地を撮影したものです。

37ページから44ページは、優良農地造成法の耕作確約書になり、栽培予定作物はカキやイチジクとなっています。

酒田2番は以上です。

続いて、酒田3番です。中野曾根の田1筆、1,304平米です。鶴岡市の〇〇から株式会社〇〇へ、所有権移転です。転用理由が豚出荷中継所で、農地区分は農振農用地、許可基準は農業用施設で、許可可能と判断しております。今案件については、12月総会で酒田農業振興地域整備計画の変更に酒田市長から意見を求められご審議いただいている案件となります。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が60万円となります。

別紙資料の45ページをご覧ください。

場所は、北平田地区中野曾根集落の南側、市道の南側になります。既存畜舎の隣接地となります。

46ページの図面をご覧ください。

出荷中継所の設置は、畜舎内の豚と畜舎外の車両との接触を最小限にとどめ、感染症リスクの軽減を図ることを目的にしています。

47ページ、48ページの現況写真をご覧ください。

黄色い線部分が申請地で、必要最小限を分筆しております。申請地は既存畜舎の隣接で、民家からは一定の距離があり、悪臭などの影響もなく、豚の排せつ物等も適正に処理するとのことです。

酒田3番は以上です。

続いて、平田1番です。檜橋の〇〇から同じく檜橋の〇〇へ、檜橋の田2筆、4,853平米、所有権移転です。転用理由が堆肥舎及び飼料置場、農地区分は農振農用地、許可基準は農業用施設で、許可可能と判断しております。今案件につきましても、酒田3番と同様、12月総会で酒田農業振興地域整備計画の変更に市長からの意見を求められご審議いただいた案件となります。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が50万円となっています。

別紙資料49ページをご覧ください。

場所は平田地区檜橋集落と国道345号線の間の農地となります。

50ページの図面をご覧ください。

牛の頭数が増えたことにより、堆肥置場と飼料置場が不足したため設置するということです。

51ページ、52ページの現況写真をご覧ください。

赤線部分が申請地です。申請地は既存畜舎の隣接で、民家からは一定の距離があり、悪臭などの生活への悪影響も心配なく、排せつ物等も適正に処理するとのことです。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番、2番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

続いて、酒田3番の現地調査の結果を、27番、佐藤耕造委員よりご報告をお願いします。

○27番 佐藤耕造委員

27番、佐藤です。

ここの畜舎ですけれども、養豚をやっております。周りへの影響もほぼほぼないと考えられます。分筆をして、最小限の面積でやるということなので、別段支障のない状況ではあるかと思えます。慎重審議よろしくをお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、平田1番の現地報告を11番、佐藤晴子委員より報告をお願いします。

○11番 佐藤晴子委員

11番、佐藤です。

平田1番について、12月26日に事務局と現地確認を行いました。申請箇所は既存畜舎の隣接で、住宅地から一定の距離があり生活環境への心配がないこと、農業用施設として大きさも適正で、周辺農地への影響もないと思われることから、許可には支障がないものと思われれます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第4号については許可定といたします。

○齋藤 均 議長

続きまして、議第5号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第5号 農用地利用集積計画につきましては、一般事業の所有権の移転が2件、それかれら利用権の設定が17件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

31ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について。

今回、審議いただく全件につきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認していただいております。

それでは、一般事業、所有権の移転です。

上田1番、上安田の田2筆、5,170平米です。吉田の〇〇から上安田の〇〇へです。10アール当たりの対価が60万円、総額310万2,000円となります。移転の時期、支払時期は共に令和7年1月31日です。

平田地区お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、平田地区でございます。

堀野内の田んぼ2筆でございます。面積は1,786平米でございます。対価につきましては10アール当たり50万円、譲渡人は〇〇、譲受人が〇〇であります。移転時期と支払い時期と一緒になんですけれども、令和7年1月21日。売買価格は89万3,000円です。

以上です。

○安倍農地係長

続きまして、利用権の設定です。

南遊佐1番、1万円の10年の更新です。

本楯1番、2万円の5年の新規です。

上田1番、2番関連で、同じ借受人になります。こちらそれぞれ1万円の20年の新規となります。

東平田1番、1万円の6年の新規です。

広野の1番、1万円の5年の新規です。

八幡の1番、1万円の10年の新規です。

八幡の2番、3番、4番、5番関連で、同じ借受人になります。全て1万円の10年の新規となっております。

続いて、松山地区お願いします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

松山です。今年もよろしくお願いいたします。

松山1件となります。

松山1番は、大川渡の〇〇から引地の〇〇への貸付けで、使用貸借の2年となります。こちらは、地権者が管理しておりましたが、作業が高齢のことから困難になってきたということから、近接地で耕作している〇〇に声をかけたものです。農地の状況は思わしくない部分もあるため、当面使用貸借で対応したいとのことから、当事者間で合意になったものです。将来的には中間管理事業での契約を検討しております。契約期間2年のゼロ円という形の新規となります。よろしくお願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、平田でございます。

平田の1番、反当8,000円で、期間は10年、更新でございます。

次のページ、35ページでお願いいたします。

平田2番と3番につきましては関連で同じ受け人になっております。

2番が中野侯の田んぼ3筆でございます。賃借料は全て反当1万円でございます。期間は5年で、更新となっております。

平田の3番、同じく中野侯の田んぼ3筆でございます。それぞれ1万円です。期間は5年で、こちらも更新ということになっております。

平田の4番と5番も関連でございます。同じ受け人でございます。

4番、山元の田んぼ1筆でございます。10アール当たり4,000円ということでございます。期間は5年、更新でございます。

平田の5番、これも山元の田んぼ1筆でございます。10アール当たり4,000円で、こちらも期間は5年で、更新となっております。

平田は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第5号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第5号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第5号については計画決定といたします。

◎議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題いたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請につきましては、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましては事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

令和5年4月に基盤法が改正され、集積事業が中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、地域計画が策定・公告されるまでは経過措置として、従来の集積計画での手続が可能で、中間管理事業についても一括方式の集積計画が可能です。

新規・再契約は、経過措置による一括方式での手続になりますが、受け手変更等の移転については、経過措置を使うことが出来ず、促進計画による移転の手続が必要になります。

そこで、促進計画を策定するには、農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続が必要になり、要請してよいかをご審議いただくものです。

内容をご説明します。

議案書の37ページから45ページをご覧ください。

受け手変更のための移転で、67件206筆、38万6,326.82平米、移転の理由として主なものが経営移譲や受け手の離農によるものとなります。

なお、今回要請する案件は、本日午前に開催された農地利利用集積センター本店会議で承認された内容と同じになります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題なしとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 それでは質疑に入ります。

件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。

2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与制限に該当する案件として、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員に退席を求め、暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時36分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員に関連する2番、47番、52番から56番、60番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、2番、47番、52番から56番、60番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これらについて要請することを決定いたします。

ここで、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時37分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の案件以外を要請することを決定いたします。

以上により、議第6号については全ての要請決定となりました。

◎閉 会

以上をもちまして、令和7年1月定例総会を閉会いたします。

午後2時39分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年1月14日

酒田市農業委員会

議長
(会長)

会長職務代理者

農業委員

農業委員
